

## 第1 趣旨

カナダにおける輸入検疫強化に伴い、平成24年12月10日からカナダに輸出される日本産水生動物のうち、カナダ食品検査庁（CFIA）が提示したリストに掲載された魚種については、対象疾病に係る衛生証明書の添付が必要となったことを受け、一定の要件が満たされることを条件に、青森県（以下、「県」という。）が衛生証明書を発行する手続きについて定めるものである。

## 第2 対象とする水生動物

県が衛生証明書発行の対象とする水生動物は、次の(1)～(3)のすべての要件を満たすものとする。

- (1) カナダ食品検査庁（CFIA）が提示するリストに記載される魚種で、以下の用途・形態のもの。
  - ① 餌料用天然魚類（生鮮・冷蔵・冷凍）  
※活魚を除く
  - ② 小売り・フードサービス用水生動物（生鮮・冷蔵・冷凍）  
※内臓が除去されたもの（エビは頭部が除去されたもの、二枚貝はむき身及びハーフシェルのもの）を除く（証明書の添付が不要のため）。
- (2) 青森県内で水揚げされたもの又は青森県内の加工施設で加工されたもの。
- (3) 餌料用天然魚類については、国又は県が承認した検査機関(注)において、カナダ側が指示する方法(別紙)で検査を実施し、対象疾病が認められないことが確認されているもの。

## 第3 申請手続き

衛生証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(5)に掲げる書類等を県に提出する。

- (1) カナダ向け輸出水生動物衛生証明書発行申請書
  - ① 餌料用天然魚類（別記様式1）
  - ② 小売り・フードサービス用水生動物（別記様式2）
- (2) インボイス及び輸入許可証、船荷証券(発行されている場合)の写し
- (3) 輸出品の水揚げ日や水揚げ港が確認できる書類(納品書の写し等)
- (4) 最終加工地(生産施設)の所在が確認できる書類(納品書の写し等)
- (5) 餌料用天然魚類については、検査機関が行った検査結果を示す書類（小売り・フードサービス用水生動物については不要）

## 第4 検査の方法

餌料用天然魚類の衛生証明に係る対象疾病の目視検査は、次のいずれかの方法により行われること。

- (1) 最初の水揚げ及びその後少なくとも2週間毎に行われること。
- (2) 輸出毎に、または輸出魚が水揚げされた港において輸出魚が水揚げされた日の前後10日以内に水揚げされた同一種について行われること。

## 第5 証明書の発行

- 1 県は、第3の内容を確認のうえ、別記様式3または別記様式4により証明書を発行する。
- 2 署名者は、県農林水産部水産局水産振興課長とする。ただし、不在の場合は、以下の順位で、代理署名する。
  - (1) 県農林水産部水産局水産振興課長代理
  - (2) 県農林水産部水産局水産振興課栽培・資源管理グループマネージャー
  - (3) 県農林水産部水産局水産振興課栽培・資源管理グループサブマネージャー

### (申請先)

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県農林水産部水産局水産振興課 栽培・資源管理グループ

TEL 017-734-9594

FAX 017-734-8166

(注)検査機関については、上記申請先までお問い合わせください。

## カナダ向け餌料用水生動物の衛生証明に関するカナダ側指示事項

### Instructions for 4 “Zoosanitary Information” in SECTION 5

170 fresh aquatic animals must be visually examined both externally and internally (incise the abdominal cavity) for visual lesions. To accomplish this, aquatic animals should be chosen at random (i.e. 1 of every 50 animals) from the harvest population or shipment, until a total of 170 aquatic animals have been collected.

#### 第5節 動物衛生証明の4にかかる指示

生鮮水生動物 170 尾は、腹腔を切開し、外部及び内部に肉眼的に病変が認められない旨目視検査されなければならない。そのために、採集される 170 尾の水生動物は、水揚げされた集団から無作為に抽出されなければならない（例えば、50 尾ごとに 1 尾）。

- (注) 第5節 動物衛生証明の4の目視検査については、(1) 定期的な目視検査又は  
(2) 輸出毎の目視検査のいずれかを輸出者が選択できるものとし、該当しないものに訂正線を引くこと。  
また、輸出する水生動物の水揚げ日及び水揚げ港、検査する水生動物の水揚げ日及び水揚げ港、検査日等を確認し、検査が適切に行われていることを確認すること。

(別記様式1)

平成 年 月 日

青森県農林水産部水産局水産振興課長 殿

申請者 住所  
氏名  
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

カナダ向け輸出水生動物衛生証明書発行申請書

下記のとおり、カナダ向けに水生動物(餌料用天然魚類)を輸出したいので、衛生証明書の発行を申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置でないことを承知しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

1 輸出の内容

(1) 輸出者(荷送人)名称及び住所： \_\_\_\_\_

Name and Address of Consignor: \_\_\_\_\_

(2) 最終加工生産施設名称及び住所： \_\_\_\_\_

Name and Address of Processing Plant/Premise(s) of Origin:

\_\_\_\_\_

(3) 漁獲海域及び水揚港： \_\_\_\_\_

Harvest Area and Landing Harbor: \_\_\_\_\_

(4) 輸入者(荷受人)名称及び住所： \_\_\_\_\_

Name and Address of Consignee: \_\_\_\_\_

(5) 輸送手段等： \_\_\_\_\_

Transport means and identification: \_\_\_\_\_

※船荷証券が発行されている場合は船荷証券No.も記載

(6) 申請者連絡先

担当者氏名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

(7) 積み荷の詳細内容

- ① 一般名 : \_\_\_\_\_  
Common name : \_\_\_\_\_
- ② 種名(学名) : \_\_\_\_\_  
Species (scientific name) : \_\_\_\_\_
- ③ 対象疾病 : \_\_\_\_\_  
Diseases of Concern : \_\_\_\_\_
- ④ 輸出魚の水揚日 : \_\_\_\_\_  
Landing date of the aquatic animals to be exported : \_\_\_\_\_
- ⑤ 輸出魚の水揚港 : \_\_\_\_\_  
Landing port of the aquatic animals to be exported : \_\_\_\_\_
- ⑥ 検査魚の水揚日 : \_\_\_\_\_  
Landing date of the aquatic animals to be inspected : \_\_\_\_\_
- ⑦ 検査魚の水揚港 : \_\_\_\_\_  
Landing port of the aquatic animals to be inspected : \_\_\_\_\_
- ⑧ 検査日 : \_\_\_\_\_  
Inspection date of the aquatic animals to be inspected : \_\_\_\_\_
- ⑨ カートン数及び実重量 (kg) : \_\_\_\_\_  
Quantity and net weight (kg) : \_\_\_\_\_
- ⑩ インボイスNo. : \_\_\_\_\_  
Invoice No. : \_\_\_\_\_

(添付書類)

- ① インボイスの写し
- ② 輸入許可証の写し
- ③ 船荷証券の写し (発行されている場合)
- ④ 輸出品の水揚日や水揚港が確認できる書類 (納品書の写し等)
- ⑤ 最終加工地 (生産施設) の所在が確認できる書類 (納品書の写し等)
- ⑥ 検査機関が行った検査結果を示す書類

## 2 誓約事項

当該輸出水生動物に係る輸出の条件等については、以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 当該水生動物は、新しいまたは清潔で消毒された輸送容器、収容ユニット及び(または)乗り物に梱包されている。また、輸送容器及び(または)収納ユニットは、輸送中、積荷の内容(例えば水または動物)の漏出を妨げる構造となっていること。
- (3) 輸出に供される水生動物は、同一乗り物上の水生動物の異なる積荷間で、動物や水との接触または交換を妨げる方法で梱包されていること。
- (4) 当該水生動物を輸送するコンテナには、見えやすく、読みやすいラベルを表示し、ラベルには、積荷の原産地及び仕向地が明確に同定できる情報及び出生地、分類学上の名前、天然物か養殖物か、数量または重量を含む詳細な内容を含むこと。

(別記様式2)

平成 年 月 日

青森県農林水産部水産局水産振興課長 殿

申請者 住所  
氏名  
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

カナダ向け輸出水生動物衛生証明書発行申請書

下記のとおり、カナダ向けに水生動物(小売り・フードサービス用水生動物)を輸出したいので、衛生証明書の発行を申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置でないことを承知しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

1 輸出の内容

(1) 輸出者(荷送人)名称及び住所： \_\_\_\_\_  
Name and Address of Consignor: \_\_\_\_\_

(2) 最終加工生産施設名称及び住所： \_\_\_\_\_  
Name and Address of Processing Plant/Premise(s) of Origin: \_\_\_\_\_

(3) 輸入者(荷受人)名称及び住所： \_\_\_\_\_  
Name and Address of Consignee: \_\_\_\_\_

(4) 輸送手段等： \_\_\_\_\_  
Transport means and identification: \_\_\_\_\_  
※船荷証券が発行されている場合は船荷証券No.も記載

(5) 申請者連絡先  
担当者氏名： \_\_\_\_\_  
TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_  
E-mail： \_\_\_\_\_

(6) 積み荷の詳細内容

① 一般名： \_\_\_\_\_  
Common name: \_\_\_\_\_

② 種名(学名)： \_\_\_\_\_  
Species(scientific name): \_\_\_\_\_

③ 対象疾病 : \_\_\_\_\_  
Diseases of Concern : \_\_\_\_\_

④ カートン数及び実重量 (kg) : \_\_\_\_\_  
Quantity and net weight (kg) : \_\_\_\_\_

⑤ インボイスNo. : \_\_\_\_\_  
Invoice No. : \_\_\_\_\_

(添付書類)

- ① インボイスの写し
- ② 輸入許可証の写し
- ③ 船荷証券の写し (発行されている場合)
- ④ 輸出品の水揚日や水揚港が確認できる書類 (納品書の写し等)
- ⑤ 最終加工地 (生産施設) の所在が確認できる書類 (納品書の写し等)

2 誓約事項

当該輸出水生動物に係る輸出の条件等については、以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記1の記載事項が正しいこと。
- (2) 当該水生動物は、新しいまたは清潔で消毒された輸送容器、収容ユニット及び(または)乗り物に梱包されている。また、輸送容器及び(または)収納ユニットは、輸送中、積荷の内容(例えば水または動物)の漏出を妨げる構造となっていること。
- (3) 輸出に供される水生動物は、同一乗り物上の水生動物の異なる積荷間で、動物や水との接触または交換を妨げる方法で梱包されていること。
- (4) 当該水生動物を輸送するコンテナには、見えやすく、読みやすいラベルを表示し、ラベルには、積荷の原産地及び仕向地が明確に同定できる情報及び出生地、分類学上の名前、天然物か養殖物か、数量または重量を含む詳細な内容を含むこと。